

川崎市勤労者福祉共済結婚15年及び25年記念事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市勤労者福祉共済(以下「共済」という。)の結婚15年及び25年記念事業(以下「記念事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(記念事業)

第2条 記念事業は、対象者を祝福し、記念品を贈呈するものとする。

(対象者)

第3条 この記念事業の対象者は、共済の会員で、婚姻して15年目及び25年目を1月1日から12月31日までに迎えた会員とする。

2 対象者は、12月1日現在において共済の会員の資格を有することとする。

(実 施)

第4条 記念事業は、原則として毎年12月に実施するものとする。

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。